

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成 27 年 4 月 1 日

北陸鉄道株式会社

目 次

第1章 総 則

第1条	計画の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
第2条	基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
第3条	計画の想定	・ ・ ・ ・ ・ 1
第4条	用語の定義	・ ・ ・ ・ ・ 1

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第5条	新型インフルエンザ等対策本部の設置	・ ・ ・ ・ ・ 2
第6条	対策本部長	・ ・ ・ ・ ・ 2
第7条	対策本部の体制	・ ・ ・ ・ ・ 2
第8条	事 務 局	・ ・ ・ ・ ・ 2
第9条	本部長等の任務	・ ・ ・ ・ ・ 2
第10条	情報収集及び共有体制	・ ・ ・ ・ ・ 2
第11条	対策本部の解散	・ ・ ・ ・ ・ 2
第12条	関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・ 2

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第13条	業務内容及び実施方法	・ ・ ・ ・ ・ 3
第14条	人員計画	・ ・ ・ ・ ・ 3
第15条	感染対策の検討及び実施	・ ・ ・ ・ ・ 3

第4章 そ の 他

第16条	教育及び訓練の実施	・ ・ ・ ・ ・ 3
第17条	計画の見直し	・ ・ ・ ・ ・ 3

附 則	・ ・ ・ ・ ・ 3
-----	-------------

別図第 1	・ ・ ・ ・ ・ 4
-------	-------------

別表第 1	・ ・ ・ ・ ・ 4
-------	-------------

北陸鉄道株式会社 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第1章 総 則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の規定に基づき、北陸鉄道株式会社（以下「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 会社は、以下の基本方針に基づき、当社事業地域において新型インフルエンザ等が発生した場合、社会的責任の完遂のため、各事業の維持・継続を図る。

- (1) 従業員及びその家族、その他関係者の生命及び健康の保護に注力します。
- (2) 必要な物資・資材を確保する等の予防対策を整えるとともに、石川県の指示に従い、感染拡大の防止を図ります。
- (3) 旅客輸送を中心とした重要事業の維持・継続により、地域住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう努めます。
- (4) 事業の維持・継続にあたっては、当社グループ各社と連携して取組みます。

(計画の想定)

第3条 本計画の想定は、石川県行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%が欠勤する。

(用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。

- (2) 新型インフルエンザ等対策

特措法の規定により政府対策本部が設置された時から、当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(新型インフルエンザ等対策本部の設置)

第5条 社長は、石川県に新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、北陸鉄道新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

(対策本部長)

第6条 対策本部長は、社長とする。

(対策本部の体制)

第7条 対策本部の体制は、別図第1のとおりとする。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は各室部課長ならびに対策本部長が指名した者で構成し、事務局長は総務部長がこれに当る。

(本部長等の任務)

第9条 対策本部長、対策副本部長、事務局及びその他対策本部の構成員（以下「対策本部員」という。）の任務は次のとおりとする。

(1) 対策本部長は対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、別図第1に定めた記載順位により、対策副本部長が代行する。

(2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。

(3) 事務局は、対策本部の運営を総括する。

(4) 対策本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第10条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、石川県及び世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

第11条 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。

2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要がある場合は、人事部において協議する。

(関係機関との連携)

第12条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

第13条 会社は、第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、別表第1に定めたとおり旅客運送を適切に実施する。

(人員計画)

第14条 会社は、別表第1に定めた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第15条 会社は、利用者に対して、掲示物、放送等を通じて情報提供や注意喚起を行う。また、マスク着用等咳エチケットの徹底を促す。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第16条 会社は、平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

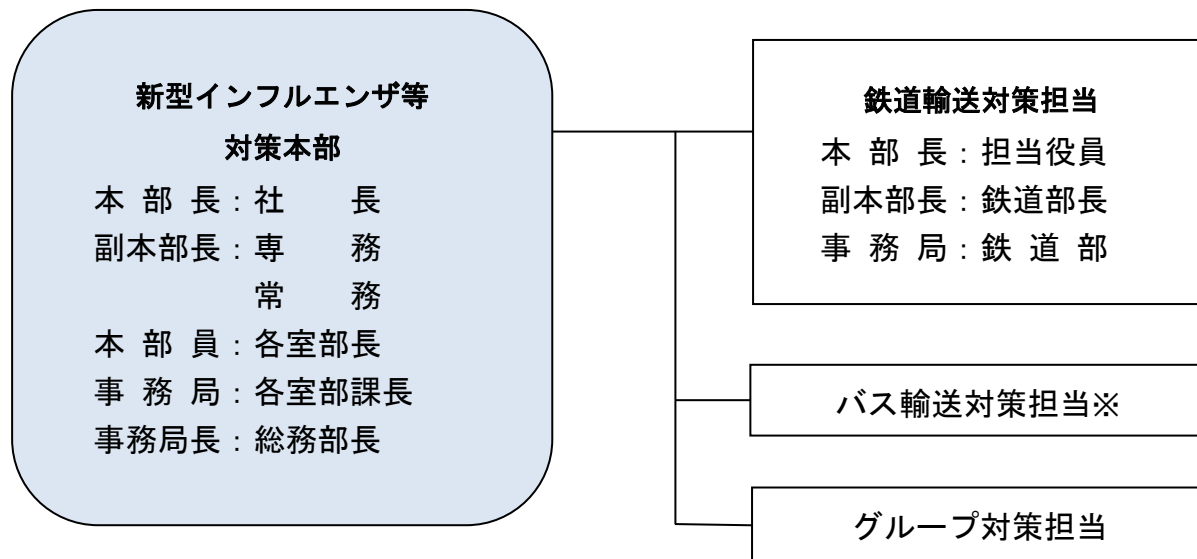
第17条 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、石川県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附 則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

別図第 1



※ バス輸送対策担当に係る業務計画については、石川県バス協会が別途定める。

別表第 1

輸送人員に関わらず、全路線で、乗務員が 4 割減となった場合でも平常時の 5 割程度の運行を維持する。